

○牧之原市障害児（者）日常生活用具給付等事業 用具等一覧表

種目	品目	対象者（者）	対象者（児）	性能（者）	性能（児）	耐用年数	基準額（円）
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害2級以上、難病患者等にあつては寝たきりの状態にある者（※）	—	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	—	8年	154,000
介護・訓練支援用具	特殊マット	下肢又は体幹機能障害1級（常時介護を要する者に限る。）、難病患者等にあつては、寝たきりの状態にある者（※）	児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度である者及び身体障害者手帳の交付を受けた児童であつて、当該手帳に身体上の障害（下肢又は体幹機能障	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。	失禁等による汚染又は損耗を防止するためマット（寝具）にビニール等の加工をしたもの。	5年	70,000

			害に係るものに限る。)の程度が1級又は2級であるものとして記載されているもので、それぞれ原則として3歳以上のもの、難病患者等にあつては、寝たきりの状態にあるもの。 (※)				
介護・訓練支援用具	特殊尿器	下肢又は体幹機能障害1級(常時介護を要する者に限る。)、難病患者等にあつては、自力で排尿できない者(※)	身体障害者手帳の交付を受けた児童であつて、当該手帳に身体上の障害(下肢又は体幹機能障害に係るものに限る。)の程度が1級であつて、常時介護を要するもので原則と	尿が自動的に吸引されるもので、障害者又は介護者が容易に使用し得るもの。	尿が自動的に吸引されるもので、障害児又は介護者が容易に使用し得るもの。	5年	67,000

			して学齢児以上のもの、難病患者等にあつては自力で排尿できないもの。 (※)				
介護・訓練支援用具	入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上（入浴に当たつて、家族等他人の介助を要する者に限る。）又は同程度の障害（※）を有する難病患者等	身体障害者手帳の交付を受けた児童であつて、当該手帳に身体上の障害（下肢又は体幹機能障害に係るものに限る。）の程度が1級又は2級であつて、入浴に介護を要するもので原則として3歳以上のもの、又は同程度の障害（※）を有する難病患者等	障害者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの。	障害児を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの。	5年	82,400
介護・訓練支援用具	体位変換器	下肢又は体幹機能障害2級	身体障害者手帳の交付を受	介助者が障害者の体位を変	障害児又は介護者が容易に	5年	15,000

		<p>以上（下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。） 難病患者等にあつては、寝たきりの状態にある者（※）</p>	<p>けた児童であつて、当該手帳に身体上の障害（下肢又は体幹機能障害に係るものに限る。）の程度が1級又は2級であつて、下着交換等に当たって家族等他人の介助を要するもので原則として学齢児以上のもの、難病患者等にあつては、寝たきりの状態にある者（※）</p>	<p>換させるのに容易に使用し得るもの。</p>	<p>使用し得るもの。</p>		
<p>介護・訓練支援用具</p>	<p>移動用リフト</p>	<p>下肢又は体幹機能障害2級以上、難病患者等にあつては、下肢又は体幹機能障害のある者（※）</p>	<p>身体障害者手帳の交付を受けた児童であつて、当該手帳に身体上の障害（下肢又は体幹機能障害</p>	<p>介護者が重度身体障害者を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型そ</p>	<p>介護者が重度身体障害児を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型そ</p>	<p>4年</p>	<p>159,000</p>

			に係るものに限る。)の程度が1級又は2級であつて原則として3歳以上のもの、難病患者等にあつては、下肢又は体幹機能障害のあるもの(※)	の他住宅改修を伴うものを除く。	の他住宅改修を伴うものを除く。		
介護・訓練支援用具	訓練いす	—	身体障害者手帳の交付を受けた児童であつて、当該手帳に身体上の障害(下肢又は体幹機能障害に係るものに限る。)の程度が1級又は2級であるものとして記載されているもので、原則として3歳以上のもの、又は	—	原則として付属のテーブルをつけるものとする。	5年	33,100

			同程度の障害 (※)を有する難病患者等				
介護・訓練支援用具	訓練用ベッド	—	身体障害者手帳の交付を受けた児童であつて、当該手帳に身体上の障害（下肢又は体幹機能障害に係るものに限る。）の程度が1級又は2級であるものとして記載されているもので、原則として学齢児以上のもの、難病患者等にあつては、下肢又は体幹機能障害のあるもの。 (※)	—	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの。	8年	159,200
介護・訓練支援用具	カーシート	体幹機能障害又は乳幼児期以前の非	—	障害者が乗車時における座位保持を	—	3年	50,000

		進行性の脳病変による運動機能障害を有する者であって、障害等級2級以上の者、又は同程度の障害(※)を有する難病患者等		可能とする機能を有するもの。			
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害者であって、入浴に介助を必要とする者、難病患者等にあつては、入浴に介助を要する者(※)	下肢又は体幹機能障害児であつて、入浴に介助を要するもので原則として3歳以上のもの、難病患者等にあつては、入浴に介助を要するもの。(※)	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者又は介助者が容易に使用しうるもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害児又は介助者が容易に使用しうるもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	5年	90,000
自立生活支援用具	便器	下肢又は体幹機能障害2級以上、難病患者等にあつては、常時介護を要する者	身体障害者手帳の交付を受けた児童であつて、当該手帳に身体上の障害(下肢	障害者が容易に使用し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを	障害児等が容易に使用し得るもの。ただし取替えに当たり住宅改修を伴うものを	8年	29,800

		(※)	又は体幹機能障害に係るものに限る。)の程度が1級又は2級であるものとして記載されているもので、原則として学齢児以上のもの、難病患者等にあつては、常時介護を要するもの。 (※)	除く。	除く。		
自立生活支援用具	頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有する身体障害者であつて、必要と認められる者、又は同程度の障害(※)を有する難病患者等	児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定された者若しくは精神障害保健福祉手帳の交付を受けている者で、てんかんの発作等により頻繁	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。	3年	17,500

			<p>に転倒するもの、又は、身体障害者手帳の交付を受けた児童であつて、当該手帳に身体上の障害（平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害に係る者に限る。）を有し、必要と認められるもの、又は同程度の障害（※）を有する難病患者等</p>				
自立生活支援用具	T字状・棒状のつえ	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有する身体障害者であつて、必要と認められる者、又は同程度の障害（※）を有する難	身体障害者手帳の交付を受けた児童であつて、当該手帳に身体上の障害（平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害に係るものに限	障害者が容易に使用し得るもの。	障害児が容易に使用し得るもの。	3年	3,000

		病患者等	る。)を有し、必要と認められるもの、又は同程度の障害(※)を有する難病患者等				
自立生活支援用具	移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者、又は同程度の障害(※)を有する難病患者等	身体障害者手帳の交付を受けた児童であつて、当該手帳に身体上の障害(平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害に限る。)を有し、家庭内の移動等において介助を必要とするものであつて、原則として3歳以上のもの、又は同程度の障害(※)を有する難病患者等	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 障害者の身体機能の状態を十分踏まえたものであつて、必要な強度と安定性を有するもの。 イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 障害児の身体機能の状態を十分踏まえたものであつて、必要な強度と安定性を有するもの。 イ 転倒予防、立ち上がり動作補助、移乗動作の補助、段差解消	8年	60,000

				等の用具とする。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	等の用具とする。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。		
自立生活支援用具	特殊便器	上肢障害2級以上、難病患者等にあつては、上肢機能に障害がある者（※）	児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度であり訓練を行つても自ら排便後の処理が困難な者及び身体障害者手帳の交付を受けた児童であつて、当該手帳に身体上の障害（上肢障害に限る。）の程度が1級又は2	障害者等が容易に使用できるもので、温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	障害児等が容易に使用できるもので、温水温風を出し得るもの及び知的障害児・者を介護している者が容易に使用しうるもので温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	151,200

			級であるものとして記載されているもので、原則として学齢児以上のもの、難病患者等にあっては、上肢機能に障害があるもの。 (※)				
自立生活支援用具	火災警報器	障害等級2級以上で、かつ、火災発生の感知又は避難が著しく困難な障害者、又は同程度の障害(※)を有する難病患者等	児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度であるもの及び身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害の程度が1級又は2級であるものとし	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの。	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの。	8年	15,500

			て記載されているものでそれぞれ火災発生感知及び避難が著しく困難なもの、又は同程度の障害(※)を有する難病患者等				
自立生活支援用具	自動消火器	障害等級2級以上で、かつ、火災発生感知又は避難が著しく困難な障害者。難病患者等にあつては、火災発生感知及び避難が著しく困難な難病患者等(※)のみの世帯及びこれに準ずる世帯。	児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度である者及び身体障害者手帳の交付を受けた児童であつて、当該手帳に身体上の障害の程度が1級又は2級である者として記載されているもの	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの。	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの。	8年	28,700

			でそれぞれ火災発生 の感知又は避難が著しく 困難なもの。難病患者等 にあっては、火災発生 の感知及び避難が著しく 困難な難病患者等（※） のみの世帯及びこれに準ず る世帯。				
自立生活支援 用具	電磁調理器	視覚障害 2級以上、又は同程度 の障害（※）を有する 難病患者等（日常生活 上必要と認められる世 帯）	児童相談所又は知的障 害者更生相談所におい て知的障害児・者として 判定された障害の程度 が重度又は最重度であ って18歳以上のもの、 又は同程度の障害（※） を有する難病患者等	視覚障害者が容易に 使用し得るもの。	知的障害者が容易に 使用し得るもの。	6年	41,000
自立生	歩行時	視覚障害	視覚障害	視覚障害	視覚障害	5年	12,000

活支援 用具	間延長 信号機 用小型 送信機	2級以 上、又は 同程度の 障害 (※)を 有する難 病患者等	2級以上 であって 原則とし て学齢児 以上の者 又は同程 度の障害 (※)を 有する難 病患者等	者が容易 に使用し 得るもの。	児が容易 に使用し うるもの。		
自立生 活支援 用具	聴覚障 害者用 屋内信 号装置	聴覚障害 2級以 上、又は 同程度の 障害 (※)を 有する難 病患者等 (日常生 活上必要 と認めら れる世 帯)	—	音、声音 等を視 覚、触覚 等により 知覚でき るもの。	—	5年	87,400
自立生 活支援 用具	視覚障 害者用 音声IC タグレ コーダ ー	視覚障害 2級以上 である 者、又は 同程度の 障害 (※)を 有する難 病患者等	視覚障害 2級以上 である者 であって 原則とし て学齢児 以上であ るもの、 又は同程 度の障害 (※)を 有する難 病患者等	視力に障 害を有す る者の物 の識別を 容易にし る製品で あって、 ICタグそ の他の識 別情報を 無線等 により読 み取り、 当該識別 情報とあ らじめ関 連づけら れた登録 音声デー	視力に障 害を有す る者の物 の識別を 容易にし る製品で あって、 ICタグそ の他の識 別情報を 無線等 により読 み取り、 当該識別 情報とあ らじめ関 連づけら れた登録 音声デー	5年	59,800

				<p>タを音声により案内を行う機能を有する機器であつて、点字、凸線等により操作ボタンが知覚でき、視覚障害者が容易に使用し得るもの。</p>	<p>タを音声により案内を行う機能を有する機器であつて、点字、凸線等により操作ボタンが知覚でき、視覚障害児が容易に使用し得るもの。</p>		
<p>自立生活支援用具</p>	<p>車いす (貸与)</p>	<p>下肢機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する者であつて、下肢用の義肢・装具(以下装具等)を使用しており、それらの修理が必要な者、又は同程度の障害(※)を</p>	<p>下肢機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有するものであつて、下肢用の義肢・装具(以下装具等)を使用しており、それらの修理が必要なもの、又は同程度の障害(※)を</p>	<p>障害者が装具等を修理する間の移動を可能とする物。</p>	<p>障害児が装具等を修理する間の移動を可能とする物。</p>	<p>装具等の修理に要する期間</p>	<p>介護保険単価</p>

		有する難病患者等	有する難病患者等				
自立生活支援用具	地震防災用具	障害等級4級以上の障害者であって地震発災時の安全確保が困難又は避難生活に支障が生じる者、又は同程度の障害(※)を有する難病患者等	児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度であるもの及び身体障害者手帳の交付を受けた児童であり、身体上の障害等級4級以上の障害児であって地震発災時の安全確保が困難又は避難生活に支障が生じるもの、又は同程度の障害(※)を有する難病患者等	地震発災若しくは避難中に障害者が容易に使用しうるもの、又は地震発災時に障害者の安全を確保する機能を有し、次に掲げるもの。 ・防災用ベスト ・防災用リュック ・その他障害に関する専門的な知識や技術を要する防災用具であって、一般的に普及していないもの	地震発災若しくは避難中に障害児が容易に使用しうるもの、又は地震発災時に障害児の安全を確保する機能を有し、次に掲げるもの。 ・防災用ベスト ・防災用リュック ・その他障害に関する専門的な知識や技術を要する防災用具であって、一般的に普及していないもの	5年	<ul style="list-style-type: none"> ・防災用ベスト： 5,000 ・防災用リュック： 7,000 ・その他： 50,000
在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害3級以上で自己連続携	身体障害者手帳の交付を受けた児童	透析液を加温し、一定温度に保つも	透析液を加温し、一定温度に保つも	5年	51,500

		行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う者、又は同程度の障害(※)を有する難病患者等	であつて、当該手帳に身体上の障害(腎臓機能障害に限る。)の程度が1級又は3級であつて原則として3歳以上のもの、又は同程度の障害(※)を有する難病患者等	の。	の。		
在宅療養等支援用具	ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者であつて、必要と認められる者、難病患者等にあつては、呼吸機能に障害がある者(※)	身体障害者手帳の交付を受けた児童であつて、当該手帳に身体上の障害(呼吸器機能障害に限る。)の程度が3級以上である者又は同程度の身体障害児であつて必要と認められる者。難病患者	障害者が容易に使用し得るもの。	障害児が容易に使用し得るもの。	5年	36,000

			等にあつては、呼吸機能に障害がある者（※）				
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者であつて、必要と認められる者、難病患者等にあつては、呼吸機能に障害がある者（※）	身体障害者手帳の交付を受けた児童であつて、当該手帳に身体上の障害（呼吸器機能障害に限る。）の程度が3級以上である者又は同程度の身体障害児であつて必要と認められる者。難病患者等にあつては、呼吸機能に障害がある者（※）	障害者が容易に使用し得るもの。	障害児が容易に使用し得るもの。	5年	56,400
在宅療養等支援用具	吸引器・ネブライザー両用器	呼吸機能障害3級以上又は同程度の身体障害者であつて、必要と認めら	身体障害者手帳の交付を受けた児童であつて、当該手帳に身体上の障	障害者が容易に使用し得るもの。	障害児が容易に使用し得るもの。	5年	69,000

		れる者、又は同程度の障害（※）を有する難病患者等	害（呼吸機能障害に限る。）の程度が3級以上である者又は同程度の身体障害児であって、必要と認められる者又は、同程度の障害（※）を有する難病患者等				
在宅療養等支援用具	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者	—	障害者が容易に使用し得るもの。	—	10年	17,000
在宅療養等支援用具	視覚障害者用体温計（音声式）	視覚障害2級以上、又は同程度の障害（※）を有する難病患者等（日常生活上必要と認められる世帯）	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害（視覚障害に限る。）の程度が1級又は2級であって原則として学齢児以上のもの、又	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	障害児が容易に使用し得るもの。	5年	9,000

			は同程度の障害 (※)を有する難病患者等 (当該者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る。)				
在宅療養等支援用具	視覚障害者用体重計	視覚障害2級以上、又は同程度の障害 (※)を有する難病患者等 (日常生活上必要と認められる世帯)	—	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	—	5年	18,000
在宅療養等支援用具	視覚障害者用血圧計 (音声式)	視覚障害2級以上、又は同程度の障害 (※)を有する難病患者等 (日常生活上必要と認められる世帯)	—	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	—	5年	15,000
在宅療養等支援用具	パルスオキシメータ	呼吸器機能障害、 心臓機能	呼吸器機能障害、 心臓機能	脈拍数と経皮的動脈血酸素	脈拍数と経皮的動脈血酸素	5年	42,000 呼吸状態を継続的

	一	障害又は同程度の障害を有する者であって、在宅酸素療法を行っている又は人工呼吸器を装着している者（呼吸器又は心臓機能障害以外の場合は医師が必要と認めた者）、難病患者等にあつては、在宅酸素療法を行っている又は人工呼吸器の装着が必要な者（※）	障害又は同程度の障害を有する児であつて、在宅酸素療法を行っている又は人工呼吸器を装着しているもの（呼吸器又は心臓機能障害以外の場合は医師が必要と認めたもの。）、難病患者等にあつては、在宅酸素療法を行っている又は人工呼吸器の装着が必要なもの。（※）	飽和度を測定でき、障害者が容易に使用できるもの、又難病患者にあつては、真に必要なと認める場合に限り、呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有するもので、難病患者等が容易に使用できるもの。	飽和度を測定でき、障害児及び介護者が容易に使用できるもの、又難病患者にあつては、真に必要なと認める場合に限り、呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有するもので、難病患者等が容易に使用できるもの。		にモニタリングすることが可能な機能を有するものにあつては 157,500
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障害者又は肢体不自由者であつて、発声・発語に著しい障害を有する	音声機能若しくは言語機能障害児又は肢体不自由児であつて、発声・発語に著しい障害を有するも	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者が容易に使用し得るもの。	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害児が容易に使用し得るもの。	5年	98,800

		者、又は同程度の障害（※）を有する難病患者等	ので原則として学齢児以上のもの、又は同程度の障害（※）を有する難病患者等				
情報・意思疎通支援用具	情報・通信支援用具	視覚障害2級以上又は上肢機能障害2級以上若しくは脳原性運動機能障害（上肢機能障害に限る。）の身体障害者であって、必要と認められる者、又は同程度の障害（※）を有する難病患者等	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害（視覚障害又は上肢機能障害に限る。）の程度が2級以上である者又は脳原性運動機能障害（上肢機能障害に限る。）のものであって、必要と認められるもの、又は同程度の障害（※）を有する難病患者等	パーソナルコンピュータ、タブレット端末又はスマートフォンを使用するにあたり障害特性に依りて必要となる周辺機器又はソフト等であって、障害者等が容易に使用し得るもの。	パーソナルコンピュータ、タブレット端末又はスマートフォンを使用するにあたり障害特性に依りて必要となる周辺機器又はソフト等であって、障害児等が容易に使用し得るもの。	4年	150,000
情報・	点字デ	視覚障害	—	コンピュ	—	6年	430,000

意思疎通支援用具	イスブレイ	2級以上の身体障害者であって、必要と認められる者、又は同程度の障害（※）を有する難病患者等		一タ、タブレット端末又はスマートフォンの画面情報を点字等により示すことのできるもの。			
情報・意思疎通支援用具	点字器	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害者、又は同程度の障害（※）を有する難病患者等	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害児、又は同程度の障害（※）を有する難病患者等	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	障害児が容易に使用し得るもの。	5年	10,400
情報・意思疎通支援用具	点字タイプライター	視覚障害2級以上、又は同程度の障害（※）を有する難病患者等（本人が就労若しくは就学しているか又は就労が見込まれる者に限る。）	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害（視覚障害に限る。）の程度が1級若しくは2級又は同程度の障害（※）を有する難病患者等	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	障害児が容易に操作できるもの。	5年	82,000

			である者 で、原則 として就 学若しく は就労し ているか 又は就労 が見込ま れるもの。 の。				
情報・ 意思疎 通支援 用具	視覚障 害者用 ポータ ブルレ コーダ ー	視覚障害 2級以上 又は、同 程度の障 害(※) を有する 難病患者 等	身体障害 者手帳の 交付を受 けた児童 であつ て、当該 手帳に身 体上の障 害(視覚 障害に限 る。)の 程度が1 級又は2 級である ものとし て記載さ れている もので、 原則とし て学齢児 以上のも の、又は 同程度の 障害 (※)を 有する難 病患者等	音声等に より操作 ボタンが 知覚又は 認識で き、かつ、 DAISY方 式による 録音並び に当該方 式により 記録され た図書の 再生が可 能な製品 であつ て、視覚 障害者が 容易に使用し得る もの。	音声等に より操作 ボタンが 知覚又は 認識で き、かつ、 DAISY方 式による 録音並び に当該方 式により 記録され た図書の 再生が可 能な製品 であつ て、視覚 障害児が 容易に使用し得る もの。	6年	85,000
情報・ 意思疎 通支援 用具	視覚障 害者用 活字文 書読上 げ装置	視覚障害 2級以 上、又は 同程度の 障害	身体障害 者手帳の 交付を受 けた児童 であつ	文字情報 と同一紙 面上に記 載された 当該文字	文字情報 と同一紙 面上に記 載された 当該文字	6年	99,800

		(※)を有する難病患者等	て、当該手帳に身体上の障害（視覚障害に限る。）の程度が1級又は2級であるものとして記載されているもので、原則として学齢児以上のもの、又は同程度の障害(※)を有する難病患者等	情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者が容易に使用し得るもの。	情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害児が容易に使用し得るもの。		
情報・意思疎通支援用具	視覚障害者用読書器	視覚障害者又は、同等と認められる難病患者等(※)であって、本装置により読書が可能になる者	視覚障害児又は、同等と認められる難病患者等(※)であって、本装置により読書が可能になる者で、原則として学齢児以上のもの。	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの又は撮像した活字を文字として認識し、音声信号に変	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの又は撮像した活字を文字として認識し、音声信号に変	8年	250,000

				換して出力する機能を有するもので、障害者等が容易に使用できるもの。	換して出力する機能を有するもので、障害児等が容易に使用できるもの。		
情報・意思疎通支援用具	視覚障害者用小型拡大読書器	視覚障害者、又は同程度の障害（※）を有する難病患者等であつて、本装置により文字等を読むことが可能になる者	視覚障害児、又は同程度の障害（※）を有する難病患者等であつて、本装置により文字等を読むことが可能になる者で、原則として学齢児以上のもの。	読みたいもの（印刷物等）の上に置いて拡大された画像を表示できるもので、容易に持ち運びのできるもの。	読みたいもの（印刷物等）の上に置いて拡大された画像を表示できるもので、容易に持ち運びのできるもの。	5年	35,900
情報・意思疎通支援用具	視覚障害者用時計	視覚障害2級以上、又は同程度の障害（※）を有する難病患者等	—	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	—	5年	13,300
情報・意思疎通支援用具	視覚障害者用ラジオ	視覚障害2級以上又は、同程度の障害（※）を有する難病患者	身体障害者手帳の交付を受けた児童であつて、当該手帳に身	テレビ放映等の音声を受信する機能を有し、視覚障害者等が容	テレビ放映等の音声を受信する機能を有し、視覚障害児等が容	5年	29,000

		等	体上の障害（視覚障害に限る。）の程度が1級又は2級であるものとして記載されているもので、原則として学齢児以上のもの、又は同程度の障害（※）を有する難病患者等	易に使用し得るもの。	易に使用し得るもの。		
情報・意思疎通支援用具	聴覚障害者用印字型通信装置	聴覚障害者又は発声・発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者、又は同程度の障害（※）を有する難病患者等	聴覚障害児又は発声・発語に著しい障害を有する児童であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもので、原則として学齢児以上のもの、又は同程度の障害	通信回線に接続することができ、音声の代わりに、文字等の印字により通信が可能な機器であり、障害者が容易に使用できるもの。	通信回線に接続することができ、音声の代わりに、文字等の印字により通信が可能な機器であって、障害児が容易に使用できるもの。	5年	25,000

			(※)を有する難病患者等				
情報・意志疎通支援用具	聴覚障害者用映像型通信装置	聴覚障害者又は発声・発語に著しい障害を有するものであって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者、又は同程度の障害(※)を有する難病患者等	聴覚障害児又は発声・発語に著しい障害を有する児童であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもので、原則として学齢児以上のもの、又は同程度の障害(※)を有する難病患者等	通信回線に接続することにより、音声の代わりに、映像等により通信が可能な機器であり、障害者が容易に使用できるもの。	通信回線に接続することにより、音声の代わりに、映像等により通信が可能な機器であり、障害児が容易に使用できるもの。	5年	71,000
情報・意思疎通支援用具	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者、又は同程度の障害(※)を有する難病患者等	聴覚障害児であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる児童、又は同程度の障害(※)を有する難病患者等	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能	6年	88,900

				を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者が容易に使用し得るもの。	を有し、かつ、災害時の聴覚障害児向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害児が容易に使用し得るもの。		
情報・意思疎通支援用具	人工喉頭	音声機能障害者等、本装置により発声が可能になる者	音声機能障害児等、本装置により発声が可能になる者。	呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの、又は、顎下部等にあてた電動板を駆動させ経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの。	呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの、又は、顎下部等にあてた電動板を駆動させ経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの。	5年	73,000
情報・意思疎通支援用具	埋込型人工喉頭用人工鼻※1	音声機能障害者等であって、常時埋込型の人工喉頭を使用する者。	音声機能障害児等であって、常時埋込型の人工喉頭を使用する者。	発声が可能となる機器であり、障害者等又は介助者が容易に使用し得るもの。	発声が可能となる機器であり、障害児等又は介助者が容易に使用し得るもの。	—	28,600円 (月額)

<p>※1 令和2年9月1日より健康保険適用となっているため、健康保険が優先されることを説明のうえ対応すること。</p>							
情報・意思疎通支援用具	福祉電話	難聴者又は外出困難な身体障害者（原則として2級以上）であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者、又は同程度の障害（※）を有する難病患者等	—	障害者が容易に使用し得るもの。	—	6年	40,000
情報・意思疎通支援用具	視覚障害者用図書	主に、情報の入手を点字、大活字、音訳によっている視覚障害者、又は同程度の	主に、情報の入手を点字、大活字、音訳によっている視覚障害児、又は同程度の	点字図書、大活字図書、DAISY図書	点字図書、大活字図書、DAISY図書	—	市長が必要と認めた額

		障害 (※)を 有する難 病患者等	障害 (※)を 有する難 病患者等				
情報・ 意思疎 通支援 用具	人工内 耳用電 池	聴覚障害 者、又は 同程度の 障害 (※)を 有する難 病患者等 であっ て、現に 人工内耳 を装用し ている 者。	聴覚障害 児、又は 同程度の 障害 (※)を 有する難 病患者等 であっ て、現に 人工内耳 を装用し ている 者。	人工内耳 用電池等 で、次の ア又はイ のいずれ かとする。 ア 人工 内耳用 ボタン 電池 イ 人工 内耳用 充電器 及び充 電池	人工内耳 用電池等 で、次の ア又はイ のいずれ かとする。 ア 人工 内耳用 ボタン 電池 イ 人工 内耳用 充電器 及び充 電池	充電 器： 3年 充電 池： 1年	ボタン電 池：2,500 円（月 額） 充電器： 28,600円 充電池： 17,600円
情報・ 意思疎 通支援 用具	暗所視 支援眼 鏡	夜盲又は 視野狭窄 の症状を 有する視 覚障害者 であっ て、白杖 を使用した 単独歩 行が可能 で、医師 の意見書 等で有用 性及び安 全性が認 められる 者。又 は、同程 度の障害 (※)を 有する難	夜盲又は 視野狭窄 の症状を 有する視 覚障害児 であっ て、白杖 を使用した 単独歩 行が可能 で、医師 の意見書 等で有用 性及び安 全性が認 められる 者で、原 則として 学齢児以 上のもの。 又	画像入力 装置を見 たいもの にかざす ことで、 明るく拡 大された 画像等を 目の前の モニター にし出せ るもの	画像入力 装置を見 たいもの にかざす ことで、 明るく拡 大された 画像等を 目の前の モニター にし出せ るもの	8年	395,000

		病患者等。（実機を体験し給付が必要であると認められる者に限る。）	は、同程度の障害（※）を有する難病患者等。（実機を体験し給付が必要であると認められる者に限る。）				
排泄管理支援用具	ストーマ装具	ストーマ造設者又はカテーテル常時留置により尿路変更を行っている者。	ストーマ造設者又はカテーテル常時留置により尿路変更を行っている者。	障害者又は介助者が容易に使用し得るもの。	障害児又は介助者が容易に使用し得るもの。	—	ストーマ装具（尿路系）：11,300円（月額） ストーマ装具（消化器系）：8,600円（月額） ※カテーテル自体は制度対象外
排泄管理支援用具	収尿器	高度の排尿機能障害者、又は同程度の障害（※）を有する難病患者等	高度の排尿機能障害のある児童、又は同程度の障害（※）を有する難病患者等	障害者又は介助者が容易に使用し得るもの。	障害児又は介助者が容易に使用し得るもの。	—	8,500
排泄管理支援用具	紙おむつ等（紙おむつ、洗腸用	高度の排便、排尿機能障害者又は脳原性運動	高度の排便、排尿機能障害のある児又は脳原	障害者又は介助者が容易に使用し得るもの。	障害児又は介助者が容易に使用し得るもの。	—	12,000（月額）

	具、サ ラシ・ ガーゼ 等衛生 用品)	機能障害 かつ意思 表示困難 者、又は 同程度の 障害 (※)を 有する難 病患者等	性運動機 能障害か つ意思表 示困難な 児童、又 は同程度 の障害 (※)を 有する難 病患者等				
住宅改 修費	居宅生 活動作 補助用 具	下肢、体 幹機能障 害若しく は乳幼児 期以前の 非進行性 の脳病変 による運 動機能障 害（移動 機能障害 に限 る。）を 有する者 であって 障害等級 3級以上 の者（た だし、特 殊便器へ の取替え をする場 合は上肢 障害2級 以上の 者）、視 覚障害2 級以上の 者、難病 患者にあ っては、 下肢又は	下肢、体 幹機能障 害若しく は乳幼児 期以前の 非進行性 の脳病変 による運 動機能障 害（移動 機能障害 に限 る。）を 有する学 齡児以上 の身体障 害児であ って障害 程度等級 3級以上 のもの。 (ただ し、特殊 便器への 取替えを する場合 は、上肢 障害2級 以上のも の)、又 は視覚障 害2級以	障害者の 移動等を 円滑にする 用具で 設置に小 規模な住 宅改修を 伴うもの。	障害児の 移動等を 円滑にする 用具で 設置に小 規模な住 宅改修を 伴うもの。	—	200,000

		体幹機能に障害がある者 (※)	上のもの。難病患者にあっては、下肢又は体幹機能に障害があるもの。 (※)				
大規模地震対策用具	人工呼吸器用外部バッテリー・発動発電機等	在宅にて人工呼吸器を使用している者であり、呼吸器の機能障害が3級以上又は同程度の身体障害者等で、必要と認められる者 (※)	在宅にて人工呼吸器を使用している児であり、呼吸器の機能障害が3級以上又は同程度の身体障害児等で、必要と認められるもの。 (※)	災害、停電等により電気の供給が停止した場合に、人工呼吸器の使用を可能とするものであり、介護者が容易に使用し得るもの。	災害、停電等により電気の供給が停止した場合に、人工呼吸器の使用を可能とするものであり、介護者が容易に使用し得るもの。	5年	200,000

※難病等による障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度（医師の診断書、意見書等で確認